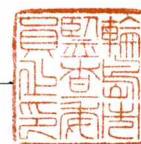


輪島市監査公表第4号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和元年11月1日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

令和元年10月9日（水） 健康推進課・門前総合支所地域生活課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高森 宝一

輪島市監査委員 大宮 正

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた令和元年度監査資料（平成31年4月から令和元年8月まで）に係る事務事業全般及び平成30年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○子宝支援事業について、今年度より不妊症・不育症に対する治療費支援に対する、対象年齢の引下げや回数制限を設けるなど、母子の身体的負担に考慮した制度改正を行った。不妊症・不育症の治療には、経済的負担や身体的負担が伴うとともに、少子化対策としても重要な役割を果たすことから、今後もこれらに対する支援に努めていただきたい。

○休日の医療体制の確保から、在宅当番医の委託を行っているが、緊急時は救急指定病院を利用する機会が多いと考えられる。在宅当番医の利用状況等を精査し、制度の見直しや廃止も含めた検討をしていただきたい。

○成年後見等利用支援事業は、判断能力が不十分となった、資力の無い高齢者等に対し、申立てに必要な費用や後見人報酬等を支援するものである。今後、対象者の増加が見込まれることから、資力等の調査、確認等を確実に行っていただきたい。

○がん検診では、夜間、休日検診や特定検診を同時に行うなど、受診率向上に対する対策を行っている。今後は、対象者の受診意識を高める対策についても対応いただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。